

# 確認方法等に関する Q&A

令和4年4月1日  
施行

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認する。
- 確認内容を記録して、その記録を1年間保管する。

令和4年10月1日  
施行(追加)

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無をアルコール検知器で確認する。
- アルコール検知器を常時有効に保持する。

Q 4月1日から9月30日までのアルコールの確認の方法は、どうすれば良いのか。

A 9月30日までは、アルコール検知器を使用した確認の必要はありません。確認者が運転者と対面し、呼気(酒のおいがないか)、顔色(アルコールが入って赤ら顔などになっていないか)、声の調子(ろれつが回らないようなことはないか)などを確認して酒気を帯びていないかを確認します。確認は対面が原則です。

なお、10月1日からはアルコール検知器による確認が必要となります。

Q 確認対象者に「業務で運転しない者」は含まれるか

A 対象外です。業務で運転する場合が対象となります。

Q 確認対象者に「下請け業者等」は含まれるか

A 「車両等の使用者」は、その車両等を使用する権限を有する者で、その車両等の運行を総括的に支配することのできる者となりますので、通常、下請け業者は対象外となります。しかし、持込みの車両を含めて賃貸契約をしている場合等は対象となります。

Q 確認対象者に「未成年」は含まれるか

A 対象となります。

Q 確認するのは出勤時か、業務中の外出時(運転開始時)か

A いずれでも可能です。事業所の実態に合わせて実施してください。

Q 社有車で通勤する社員の確認は、自宅出発前か、業務開始前か

A 通勤時に業務が含まれなければ、業務開始前に行ってください。

※ 単に通勤に使用するのみであれば、社有車であっても確認する必要はありません。

Q 出張や直行直帰する場合の確認方法(対面によらない確認)はどうすべきか

A 対面による確認と同視できるような方法で行ってください。以下は確認方法の例です。

- ① カメラ、モニター等によって、確認者が運転者の顔色、応答の声の調子等を確認するとともにアルコール検知器による測定結果を確認する。
- ② 携帯電話、業務無線等、運転者と直接対話できる方法によって、確認者が運転者の応答

の声の調子等を確認するとともにアルコール検知器による測定結果を報告させる。

※ いずれも対面で確認できないため、9月30日以前であってもアルコール検知器の使用を推奨します。

- ③ 同じ会社の別支店等の安全運転管理者が立ち会いで確認できる場合、例えばA支店の従業員が同じ会社のB支店で運転を開始又は終了する場合に限っては、B支店の安全運転管理者が確認を行い、その検査結果を運転者本人からA支店の安全運転管理者に報告させることもできます。

※ 10月1日以降は、アルコール検知器（B支店のアルコール検知器の使用も可）を使用した確認が必要です。

Q 本社のほかに資材置き場等があり、その場所に直接出勤し現場に向かうような場合と、そこから退社するような場合の確認と記録はどのように行うのか

A 資材置き場等に事務所等もなく、立ち寄るだけでも業務と見なされる場合がありますので、確認を行うようにしてください。確認方法としては、自宅出発前と自宅到着時に運転者が確認者に報告し、報告を受けた確認者が記録することになります。

※ 対面での確認でないため、9月30日以前でもあってもアルコール検知器の使用を推奨します。

Q 早朝、深夜に運転、帰社する場合は確認をする必要はあるのか。あるとすれば、いつ、誰が確認するのか。その報告は誰にするのか。

A 早朝、深夜帯であっても業務中の運転であれば確認の対象となり、出発前、帰社時に確認をする必要があります。確認は安全運転管理者のほか副安全運転管理者や補助者が対面で行うことが原則ですが、早朝、深夜帯でいずれも不在の場合は、対面によらない場合と同じ方法での確認も可能です。

※ 対面によらない場合は、9月30日以前でもあってもアルコール検知器の使用を推奨します。

Q 早朝や夜間、深夜帯に安全運転管理者が毎回対応することが難しい場合はどうするのか

A 安全運転管理者のほか、副安全運転管理者や補助者も確認ができますので、輪番制を採るなどして対応してください。

Q アルコール検知器は、据え置き型1台で良いか、運転者ごとに持たせるべきか

A 据え置き型1台でも可能です。ただし、直行直帰する場合等は、携行型の検知器を携行するなど、業務の実態に合わせて使用してください。

Q 対面以外で確認する場合、カメラ等での顔色確認と電話等での通話確認のどちらが良いか

A どちらの方法でもかまいませんが、対面と同視できる程度の確認が必要ですので、9月30日以前であってもアルコール検知器の使用を推奨します。

Q アルコール検知器の規格は定められているのか

A 規格はありません。酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件はありません。

Q アルコール検知器は個人で準備する必要はあるか

A 個人で購入するか否かは、各事業所の判断にお任せします。

Q アルコール検知器はどこで買えば良いのか

A 性能上の要件はありませんので、家電量販店やネット通販、その他ディスカウントストア等で購入してください。

Q アルコール検知器の在庫不足により、10月1日まで準備できない場合はどうすれば良いのか

A 用意できる検知器により確認を行ってください。

Q 安全運転管理者の業務を補助する者に資格要件はあるのか。また、補助者をあらかじめ指定（登録）しておく必要はあるのか

A 補助者について資格要件はありません。また、補助者を事前指定（登録）するか否かの判断は、事業所にお任せします。

※ 補助者を置いても安全運転管理者の責任が免除されるものではありません。安全運転管理者の責任の下、補助者を決定し、業務を補助させてください。

Q 運転代行業等の個人営業で夜間の勤務員が2名しかいない場合や旅館業等でマイクロバス1台を所有し安全運転管理者となる者だけが運転業務に従事している場合の確認は、誰が行えば良いのか

A 安全運転管理者の業務を補助する者（もう一人の勤務員等）が確認します。

Q 確認結果記録表に特定の様式はあるのか。記録の保存期限、方法はどのようにすべきか

A 記録表には特定の様式はありません。各事業所で事業形態に合わせて作成することが可能です。参考として、県警HPに掲載しているほか、県安管HPにダウンロード用の様式を掲載する予定です。保存期限は、検査の日の翌日から起算して1年間です。また、事業所ごと基準日を設けて1年間保管することも可能です（例：公文書のように前年度の記録の基準日を4月1日にするなど。）。

Q 県警や県安管HPに掲載されている記録表の「指示事項」に記載すべき内容はどのようなものか

A 飲酒運転をしないよう安全運転管理者（事業所）が運転者に対して指示する項目（例：宿泊を伴う場合に「飲酒は〇時まで」など）を記載してください。

Q アルコール検知器が故障した場合はどうするのか

A アルコール検知器を常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態で保持しておくこと。）する必要がありますので、購入又は予備を準備してください。

Q 確認記録に不備や偽造があった場合の責任は

A 使用者に対し、業務指導や安全運転管理者の解任を命じる場合があります。また、酒気帯び運転の下命・容認があった場合は罰則の適用、自動車の使用制限を命じる場合があります。